

嵯峨嵐山デジタルマップに係る広報宣伝業務委託仕様書

1 委託業務

嵯峨嵐山デジタルマップに係る広報宣伝業務

2 業務の概要

(1) 事業趣旨

局所的な混雑が発生している嵯峨嵐山エリアにおいて、混雑エリア（渡月橋・長辻通・竹林の小径）から非混雑エリア（嵯峨エリア）へと観光客の周遊を促し、秋の観光シーズンにおける混雑緩和を図る。

(2) 業務概要

嵐山の混雑エリアを訪れている観光客に対して、現地での効果的な広報宣伝・案内誘導を行うことで、デジタルマップの活用を促し、本市が同マップにおいて行う複数のモデルコースの紹介やデジタルスタンプラリーの実施、ライブカメラ映像の配信、混雑予測箇所の明示等の情報提供により、混雑していない嵯峨エリアへの誘導を図る。

なお、本事業は、嵐山エリアへの更なる誘客を図ることを目的としたものではなく、現に嵐山エリアを訪れている観光客を嵯峨エリアに誘導することが目的であるため、広報に当たっては留意すること。

3 業務内容

(1) チラシ、ポスターの製作等（デザイン、印刷、納品）

以下の仕様に沿ったチラシとポスターをデザインし、印刷のうえ納品すること。
なお、具体的なデザインや紙質等は、契約締結後、本市と協議のうえ作成するものとする。

ア 規 格

	チラシ（1種類）	ポスター（1種類）
サイズ	A 5 サイズ以下	B 1 サイズ、B 2 サイズ
印刷面	両 面	片 面
色合い	フルカラー	フルカラー
印 刷	最低10万枚	B 1：最低20枚 B 2：最低200枚

イ 仕 様

- 使用言語は、日本語と英語の併記とし、英語翻訳は受託者が行う。
- 一般的なスマートフォンで読み取ることができるQRコードを印字し、別途、本市が作成するデジタルマップへアクセスできるようにすること。
- デザインは、デジタルマップへの誘引を図るもの、かつ国内外の観光客が手に取りやすく、持ち帰りたくなるようなものとし、チラシとポスターに統一感を持たせること。

チラシについては、案内誘導員による配布のほか、商店街の各店舗に設置することを想定している。また、ポスターについては、観光案内所や各店舗のほか、嵐山エリア内の掲示可能箇所に掲出することを想定している。

- デジタルマップのイメージ画像（本市から提供）をデザインに含んでも構わない。
- 校正回数は、文字・色・レイアウト等含めて3回程度とする（回数は目安であり、修正状況に応じて増減する可能性がある）。
- 校了後、jpeg形式、pdf形式及びai形式のデザインデータを本市に提供すること。
- 校了後、本市の承認を得たうえで、印刷を行うこと。
- 印刷後、受託者がチラシ及びポスターを発送すること。

チラシ：約200箇所、B1ポスター：約20箇所、B2ポスター：約200箇所への発送を目安とし、京都市役所、京都観光案内所及び嵐山エリアの各店舗等への納品を想定している。なお、発送箇所数は目安であり、増減する可能性がある（納品箇所は別途指示する）。

（参考）デジタルマップやライブカメラ映像の配信、混雑予測箇所の明示のイメージ

➤京都観光 Navi「混雑回避に役立つ京都観光快適度マップ」

<https://ja.kyoto.travel/comfort/>

ウ 納 期

令和6年10月11日（金）まで

エ その他

- 本事業を通じて、著作権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属する。
- 受託者は本市に対し、成果物等が第三者の知的財産権を侵害していないこと

を保証すること。

- 制作したデザインに含まれるイラスト等の著作権等の費用の調整は、受託者が行う。
- 今後の使用に関して使用料等が発生する場合、その全てを委託金額に含めること。

(2) 鉄道駅の広告枠への掲出（ポスター）

- 嵐山エリアの鉄道3駅に、ポスターを掲出すること。
- 掲出に係る費用は受託者が負担することとし、下表の金額を見積書に積算すること。
- 掲出に係る手続は、本市の協力のもと、受託者が行う。

掲出に係る調整は、本市が行う。ただし、調整の結果、鉄道駅への掲出ができなくなった場合など、見積書の金額を変更のうえ、契約を締結する可能性がある。

場所	媒体	税込み金額	枚数	予定期間
J R嵯峨嵐山駅	B 1 ポスター	35,200 円／5 週	各 1 枠 (調整中)	5 週間 (10/28 ～ 12/1)
阪急嵐山駅	B 2 ポスター	22,000 円／5 週		
京福嵐山駅	B 2 ポスター	13,750 円／5 週		

(3) 案内誘導員による宣伝

- 嵐山エリアの鉄道3駅周辺に案内誘導員を配置し、観光客に対するチラシ配布等により、デジタルマップの利用を呼びかける。
- 業務を円滑かつ効果的に遂行するとともに、委託元である京都市との対応窓口として現場責任者を1名以上配置すること。(案内誘導員との兼務も可)
- 各配置場所において、案内誘導員がどのような案内を行うのか、あらかじめ案内誘導員の動きや案内方法等がわかるマニュアルを作成すること。(嵯峨エリアへの案内誘導の他、観光客から問合せがあった場合の対応についても検討すること。)案内誘導にあたっては、観光課題の解消につながるものとなるよう留意すること。
- 案内誘導員は共通の衣装等を身に着けるなど、国内外からの観光客に対して、本市が配置する案内誘導員であることが視認しやすいものとする。ただし、嵯峨嵐山エリアの景観に配慮すること。
- チラシ配布等に伴う京都府警察への道路使用許可の申請については、本市が行う。

場所	日数・時間	人数
J R嵯峨嵐山駅周辺	11/1～12/1 の土日祝日 (11日間) 9:00～15:00	各駅最低2名
阪急嵐山駅周辺		
京福嵐山駅周辺		

※ 本市の他部局において、秋の観光シーズンに、嵐山エリアの混雑箇所（長辻通、竹林の小径、渡月橋等）に警備員や誘導員を配置し、観光客に対するチラシ配布等による交通誘導等を行う予定であり、実施時期が重複する可能性がある。現地で混乱を招かないよう、案内誘導方法については、適宜、本市の指示に従って調整を行うこと。

(4) その他追加提案

- チラシやポスターの増刷、チラシのポイ捨てにつながりにくくなる工夫、ポスターの掲出枠の追加や掲出期間の延長、案内誘導員の人数や配置場所の追加、混雑緩和以外の観光課題の解消にもつながる工夫など、3-(1)及び(3)の提案を充実させたものは追加提案とみなす。
- この他にも効果的なPRが見込めるものは追加提案とみなす。
なお、本業務は、嵐山エリアへの更なる誘客を図ることを目的としたものではないため、現に嵐山エリアを訪れている観光客への広報宣伝に関する提案とすること。

(5) 本市への報告

- 土日祝を終えるごとに、案内誘導員による案内の対応状況、観光客からの問合せの傾向（内容、件数等）、チラシの配布状況等について、本市に報告すること。
ただし、重大なクレームや事故等が発生した場合は、速やかに報告すること。

4 その他

- 本仕様書に記載のない事項又は仕様に疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ実施すること。
- 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 受託業務実施に伴い、第三者が与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、すべて受託者の責任において処理すること。